

熊本市軌道条例の一部改正について

熊本市軌道条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市軌道条例の一部を改正する条例

熊本市軌道条例（平成 1 3 年条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 6 号ウを削り、同号エ中「他社自動車等」を「他の事業者の電車及び自動車」に改め、「1 日旅客運賃」の次に「及び 2 4 時間旅客運賃」を加え、「2, 0 0 0 円」を「2, 2 0 0 円」に改め、同号エを同号ウとする。

第 8 条第 1 項第 2 号中「若しくは」を「又は」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

電車バス共通の乗車券に係る特殊普通旅客運賃の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。